

## 令和元年度第3回倫理委員会議事要旨

1. 日 時 令和元年9月27日（金）17:00～18:45
2. 場 所 会議室1
3. 出席委員 〔内部〕大河臨床研究部長（委員長）、森嶋副院長、重田統括診療部長、鬼頭教育研修部長、金田病棟管理部長、阿部教育研修室長、船木事務部長、鈴木看護部長、大塚薬剤部長  
〔外部〕大山委員（淑徳大学看護栄養学部栄養学科長）  
松本委員（弁護士）  
〔事務〕齋藤管理課長、井坂治験主任
4. 欠席委員 なし
5. 議 題 (1) 研究倫理審査  
(2) 迅速審査報告  
(3) 令和元年度医療倫理研修  
(4) 意思決定が困難な患者に対する医療を行う際の院内マニュアル

### 6. 議事概要

#### (1) 研究倫理審査

申請者	看護学校教員	武藤 由紀
課 題	看護基礎教育における医療安全教育の実態と教育的課題に関する研究	
判定結果	承認	【委員コメント】 ・同意書及び同意撤回書のあて先は研究者ではなく院長とすること

申請者	看護学校教員	高梨 亜紀子
課 題	看護実践力を高めるための基礎看護技術演習の評価・検討	
判定結果	承認	

申請者	集中治療室副看護師長	澤本 菜摘美
課題	看護基礎教育における医療安全教育の実態と教育的課題に関する研究	
判定結果	承認	<b>【委員コメント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保湿効果持続時間との関係性の検討に保湿剤を塗布する面積を追記すること</li> <li>・ 同意書のあて先は殿にすること</li> <li>・ 同意撤回書を作成すること</li> </ul>

申請者	5階東病棟看護師	左近 咲織
課題	手指消毒の勉強会によるA病棟における看護師の行動の変化を明らかにする	
判定結果	承認	<b>【委員コメント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書及び同意撤回書を作成すること</li> </ul>

申請者	5階西病棟看護師	稲葉 省恵
課題	看護師の糖尿病患者へのフットケアに対する意識調査～看護師にインタビューを行って～	
判定結果	承認	<b>【委員コメント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書及び同意撤回書を作成すること</li> </ul>

申請者	7階西病棟看護師	福住 あやね
課題	整形外科病棟患者の弾性ストッキングによるMDRPU発生予防の効果的な看護の検討	
判定結果	承認	<b>【委員コメント】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同意書にあて先がないので院長あてを明記すること</li> </ul>

申請者	8階病棟看護師	奥居 夏子
課題	緩和ケア病棟におけるデスカンファレンスの内容の分析	
判定結果	承認	

申請者	手術室看護師	涌井 健史
課題	OPERON ベッドにおける効果的な除圧方法の検討	
判定結果	承認	【委員コメント】 ・同意書及び同意撤回書を作成すること

(2) 迅速審査報告（倫理審査承認事項変更願）

①令和元年8月8日承認

申請者	外科医長	里見 大介
課題	StageⅢ結腸癌治療切除例に対する術後補助化学療法としてのmFLFOX6療法またはXELOX療法における5-FU系抗がん剤およびオキサリプラチンの至適投与期間に関するランダム化第Ⅲ相比較臨床試験	
変更する承認事項	①他の共同研究施設14施設における研究責任者の変更	

②令和元年9月5日承認

申請者	外科医長	里見 大介
課題	StageⅢ結腸癌治療切除例に対する術後補助化学療法としてのmFLFOX6療法またはXELOX療法における5-FU系抗がん剤およびオキサリプラチンの至適投与期間に関するランダム化第Ⅲ相比較臨床試験	
変更する承認事項	①他の共同研究施設1施設における研究責任者の変更	

(3) 令和元年度医療倫理研修

- ・松本委員に講師を依頼する
- ・日程は松本委員の都合の良い日時とする（1時間程度）
- ・次回の倫理委員会で松本委員より候補となる数題のテーマを提案してもらう

(4) 意思決定が困難な患者に対する医療を行う際の院内マニュアル

委員会での意見による変更・追記 (案)	当初案
<p>①医療ケアチームを設置する 主治医または当該科医長がチーム立ち上げを決定し<u>看護師長</u>と協力して構成メンバーに連絡する</p> <p>②構成メンバー 主治医 <u>当該科医長</u> <u>看護師長</u> <u>医療安全管理室メンバー</u> <u>地域医療連携室メンバー</u></p> <p>③構成メンバーは合議を行い医療行為の方針について決定する。 主治医は院外関係者（後見人、ケアマネージャー等）がいれば連絡をとり、方針と決定までのプロセスを説明する。 医療行為決定までのプロセスをカルテに記載する。 同意書は不要とする。 <u>休日および夜間で緊急の場合は、この限りではないこととする。</u></p> <p>④報告書を作成し、一連の過程を倫理委員会に報告する。 <u>報告書は倫理委員会委員長が保管するとともにスキャンしてカルテに載せる。</u></p>	<p>①医療ケアチームを設置する 主治医または当該科医長がチーム立ち上げを決定し病棟師長と協力して構成メンバーに連絡する</p> <p>②構成メンバー 主治医 当該医長 病棟師長 医療安全管理室メンバー（医療安全管理室師長） 地域連携係長（医療連携師長）</p> <p>③構成メンバーは合議を行い医療行為の方針について決定する。 主治医は院外関係者（後見人、ケアマネージャー等）がいれば連絡をとり、方針と決定までのプロセスを説明する。 医療行為決定までのプロセスをカルテに記載する。 同意書は不要とする。</p> <p>④報告書を作成し、一連の過程を倫理委員会に報告する。</p>

- ・身寄りがない人とは、どういう人か  
⇒身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインにあるが、家族や親類へ連絡がつかない状況にある人、家族の支援が得られない人も対象になると想定されている。
- ・意思決定が困難な人とは、どういう人か  
⇒意識がない患者または認知症が激しい患者である。

次回倫理委員会 10月25日（金）午後5時～